平成２６年（フ）第６５６号
北海道石狩市花川南２条１丁目30番地１
破産者　有限会社アルテホーム
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１号
群馬県桐生市新里町野190番地の13
破産者　有限会社宮本製作所
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４７４号
埼玉県八潮市二丁目1119番地
破産者　株式会社八潮産商
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
山梨県甲府市国母３丁目11番17号
破産者　有限会社たまほ企画
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３９８号
大阪府守口市東町１丁目17番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市京阪本通１丁目２番９－204号
破産者　東友之会健寿株式会社
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０号
兵庫県姫路市三左衛門掘東の町22番地フラーリッシュ輝502号
破産者　有限会社ジャングルディー
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９８１号
東京都千代田区永田町２丁目９番６号202
破産者　ウエルトラスト株式会社
１　決定年月日　平成27年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０７号
横浜市南区万世町１丁目19番地
破産者　株式会社颯爽社
１　決定年月日　平成27年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８１号
横浜市鶴見区下末吉６丁目７番20号　サンフラッツＣ２－Ｂ、商業登記簿上の本店所在地福島県会津若松市インター西13番１号
破産者　サムライ・ソリューションズ株式会社
１　決定年月日　平成27年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９号
広島市佐伯区五日市７丁目13番31号
破産者　株式会社太幹工業
１　決定年月日　平成27年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
宮崎県串間市大字西方4217番地
破産者　有限会社つまがり書店
１　決定年月日　平成27年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３２１号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島711番地の１
破産者　有限会社相川建設
１　決定年月日　平成27年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６４号
群馬県高崎市吉井町多胡57番地
破産者　株式会社三新金属
１　決定年月日　平成27年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４５号
岩手県気仙郡住田町世田米字火石29番地４
破産者　株式会社紺野建設
１　決定年月日　平成27年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第７５号
秋田県南秋田郡五城目町富津内下山内字下川原37番地２
破産者　有限会社石の加賀谷
１　決定年月日　平成27年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３号
長野県中野市大字中野字阿彌陀堂前1484番地
破産者　小島工業株式会社
１　決定年月日　平成27年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
兵庫県川西市久代１丁目17番８号
破産者　有限会社久代工作所
１　決定年月日　平成27年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目17番９号
破産者　株式会社野中商事
１　決定年月日　平成27年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
鹿児島県肝属郡肝付町前田3528番地１
破産者　有限会社増田建材店
１　決定年月日　平成27年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
北海道北見市上ところ326番地
破産者　幌内食品株式会社
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
金沢市石引２丁目５番３号
破産者　株式会社やち屋
１　決定年月日　平成27年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所